

2003/12/24

## 侵入実験に関する報道と議会への疑問

長野県本人確認情報保護審議会委員  
弁護士：清水 勉

- 侵入実験の成果はできるだけ具体的に公表されなければならない  
⇒具体的であってこそ今後の対策に役立つ
- 侵入実験をした自治体が被害を受けてはいけない  
⇒公表は侵入実験自治体が脆弱性に対する手当てができるから

侵入実験をどのように理解しているのか不明

- ①必要ないと考えているのか
- ②必要だが目的を間違えているというのか
- ③目的は間違えていないが手続が間違えているというのか

侵入実験の成果を正確に評価して問題点を考えると言うよりも、県の対応を批判するという傾向が鮮明

「住基ネット再実験迷走 違法性問われる事態」「断片情報、不安生む」（12.11朝日）

「密室性、庁内からも疑問」（12.17朝日）

「情報公開 透明性を」「説明なく目的変更」「考え方 溝埋まらず 平行線の県と国」（12.17信毎）

他の都道府県が侵入実験をしないことを批判している記事は1つもない

### 議会の反応への疑問

審議会の報告書の内容について審議会に説明を求めない

技術面、法律面に疑問があるのであれば、専門家を参考人で呼べばよいのに、呼ばない

実験及びその内容の公開はどのようにあるべきだと考えているのか

実験結果に対する第三者評価はだれがすればよいのか

議会は①か

議会は住基ネットの費用対効果（地方自治法2条⑭、地方財政法4条①）をどう考えているのか